

2021年7月21日

各位

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社



## 日本郵船株式会社が発行するトランジションボンドの引受けについて

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(取締役社長 荒木 三郎、以下当社)は、このたび、日本郵船株式会社が発行するトランジションボンド<sup>(1)</sup>(5年債、100億円及び7年債、100億円)の引受けにおいて事務主幹事及びストラクチャリング・エージェント<sup>(2)</sup>を務め、本日、同トランジションボンドの条件が決定されましたことをお知らせします。

日本郵船グループは、2021年2月に「NYK グループ ESG ストーリー」を策定しておりその中で同グループの温室効果ガス排出量を2030年までに30%、2050年までに50%削減することを掲げています。また、同グループは再生可能エネルギー分野に挑戦し、新たなエネルギーバリューチェーンの構築を推進しています。本発行により調達する資金は、洋上風力発電支援船、アンモニア燃料船、水素燃料電池搭載船、LNG燃料船、LNG燃料供給船、LPG燃料船、運航効率化と最適化に充当することで、低炭素ソリューションの拡充、並びに脱炭素ソリューションの開発と導入による温室効果ガス排出削減の取り組みを加速させます。

本トランジションボンドは、経済産業省の「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業に係るモデル事例」に国内で初めて選定されており、適合性と透明性の確保及び投資家への訴求力向上のため、グリーンボンド原則2021(ICMA)、環境省グリーンボンドガイドライン2020年版、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020(ICMA)及び金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2021年5月版)に則して策定されたフレームワークに基づき発行され、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より適合性に関するセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

2006年に国連責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)が制定されて以来、世界のESG投資が拡大していることを受けて、資金使途を環境対策事業とするグリーンボンドや社会貢献事業とするソーシャルボンド、両方の特性を有するサステナビリティボンドに加え、資金使途を限定しないサステナビリティ・リンク・ボンド等の発行は増加傾向にあります。パリ協定の実現に向けた中長期的な移行戦略(トランジション)がある企業かつ、資金使途限定のトランジションボンドの発行は本邦初です。当社は企業・経済の成長と社会・環境との両立の観点から、ESGをテーマとした債券の引受けを一層推進するとともに、引き続き持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(本トランジションボンドの概要)

名 称：	日本郵船株式会社第 43 回無担保社債 (トランジションボンド)	日本郵船株式会社第 44 回無担保社債 (トランジションボンド)
発 行 年 限：	5 年債	7 年債
発 行 額：	100 億円	100 億円
利 率：	0.260%	0.380%
発 行 日：	2021 年 7 月 29 日	
償 還 日：	2026 年 7 月 29 日	2028 年 7 月 28 日
資 金 使 途：	エネルギー分野における事業タイムライン(ロードマップ)で予定する投資等	
取 得 格 付：	A- (株式会社日本格付研究所)	
主 幹 事：	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式 会社、野村証券株式会社、ゴールドマ ン・サックス証券株式会社及びみずほ証 券株式会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式 会社、野村証券株式会社及び SMBC 日興証券株式会社
ストラクチャリ ング・エー ジ エ ン ト	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	

- (1) バリ協定の実現に向けた中長期的な移行戦略(トランジション)があり、かつ資金用途限定もしくは資金用途無限定の債券。本トランジションボンドは、国際資本市場協会(International Capital Market Association: ICMA)のグリーンボンド原則 2021(ICMA)、環境省グリーンボンドガイドライン 2020 年版、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020(ICMA)及び金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(2021 年 5 月版)との適合性に関し、第三者評価機関である DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社よりセカンドパーティ・オピニオンを取得している
- (2) フレームワークの策定及びセカンドパーティ・オピニオン取得の助言等を通じて、グリーントランジションボンド等の発行支援行う者

※SDGs 債ロゴについて

日本証券業協会によると、調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs 債」には、SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則(例えば、国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。)に沿った債券や、事業全体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクト(改善効果)に関する情報開示が適切になされている債券が含まれます。当該ロゴは、前述の条件に適合する債券等に対し、使用を認められているものです。

以上